

No. 1 東京都計画都市再生特別地区		
種類	都市再生特別地区（霞が関・虎ノ門地区）	
位置	千代田区霞が関一丁目及び港区虎ノ門一丁目各地内	
面積	約 1. 4 h a	
	A 地区	約 1. 2 h a
	B 地区	約 0. 2 h a
建築物その他の工作物の誘導すべき用途	_____	
建築物の容積率の 最高限度	1 0 分の 1 5 5	
	A 地区	1 0 分の 1 6 0（注 1） ただし、1 0 分の 3 以上を国際的・先進的なビジネス活動を促進する施設及びこれに付随する施設の用途とする。
	B 地区	1 0 分の 1 0 0（注 3）
建築物の容積率の 最低限度	_____	
	A 地区	1 0 分の 4 0
	B 地区	1 0 分の 4 0
建築物の建蔽率 の最高限度	_____	
	A 地区	1 0 分の 8（注 2）
	B 地区	
建築物の建築面積 の最低限度	_____	
	A 地区	1, 0 0 0 m ²
	B 地区	5 0 0 m ²
建築物の高さの 最高限度	_____	
	A 地区	1 8 0 m ※高さの基準点は T. P. + 6. 2 m とする。

建築物の高さの 最高限度	B 地区	6 0 m ※高さの基準点はT． P． + 6． 8 mとする。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。	
備 考	1 中水道施設の用に供する部分その他これに類するものは、4 5 0 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 2 地域冷暖房施設の用に供する部分その他これに類するものは、5， 0 5 0 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 3 大型受水槽室の用に供する部分その他これに類するものは、5 0 0 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 4 駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路等の用に供する部分は、3 5 0 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 5 建築基準法第 5 3 条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては、1 0 分の 2 を加えた数値とする。（注 2） 6 地域冷暖房施設の用に供する部分その他これに類するものは、2 0 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 3） 7 駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路等の用に供する部分は、1 0 0 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 3） 8 別添図のとおり、虎ノ門地下歩道改良、銀座線虎ノ門駅改良、道路環境整備及び道路表層整備を行う。 9 港区内の既存ストックの利活用を行う。	
ただし、次に掲げる都市計画施設について、建築物の建蔽率の限度又は建築物の容積率の限度が定められている区域内の建築物については、その数値とする。 ・ 霞が関団地一団地の官公庁施設		
「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」 理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。		